

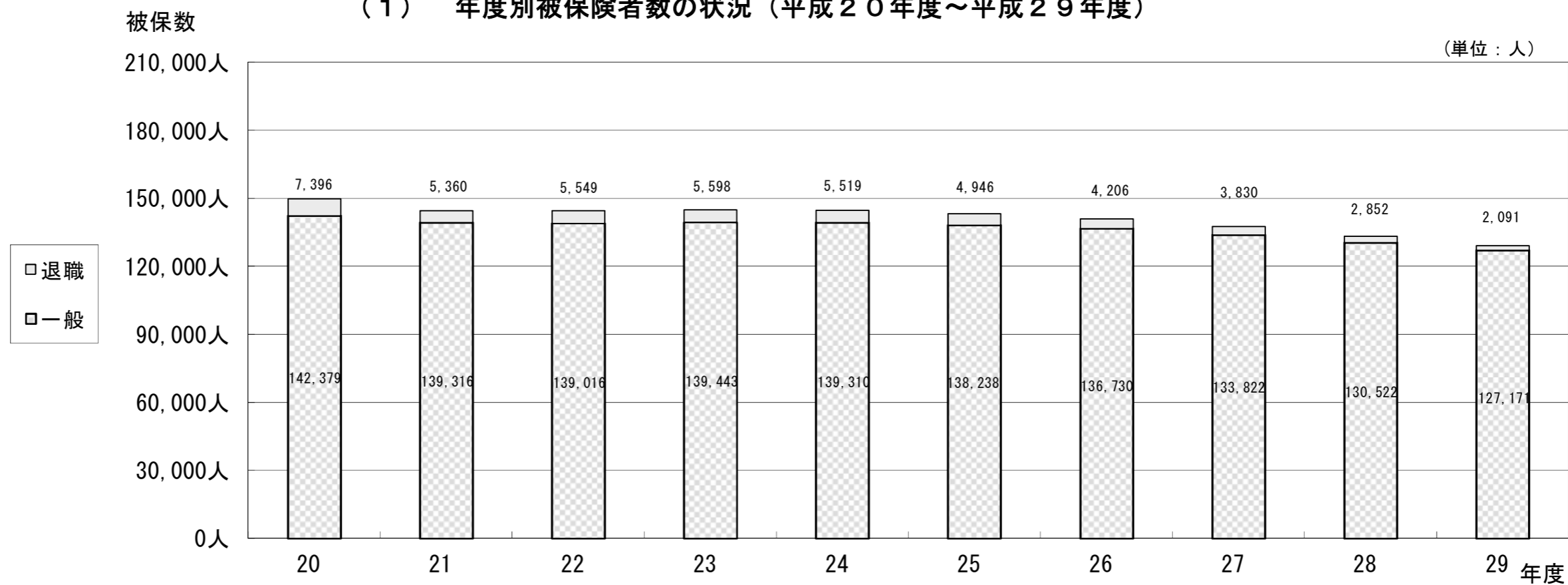
# 平成28年度 第2回 鹿児島市国民健康保険運営協議会資料

## 本市国民健康保険事業の現状について

	頁
(1) 年度別被保険者数の状況（平成20～29年度） - - - - -	1
(2) 年度別被保険者別医療費費用額の状況（平成25～29年度） - - - - -	2
(3) 国保特別会計決算状況（平成18～27年度） - - - - -	3

市民文化部国民健康保険課

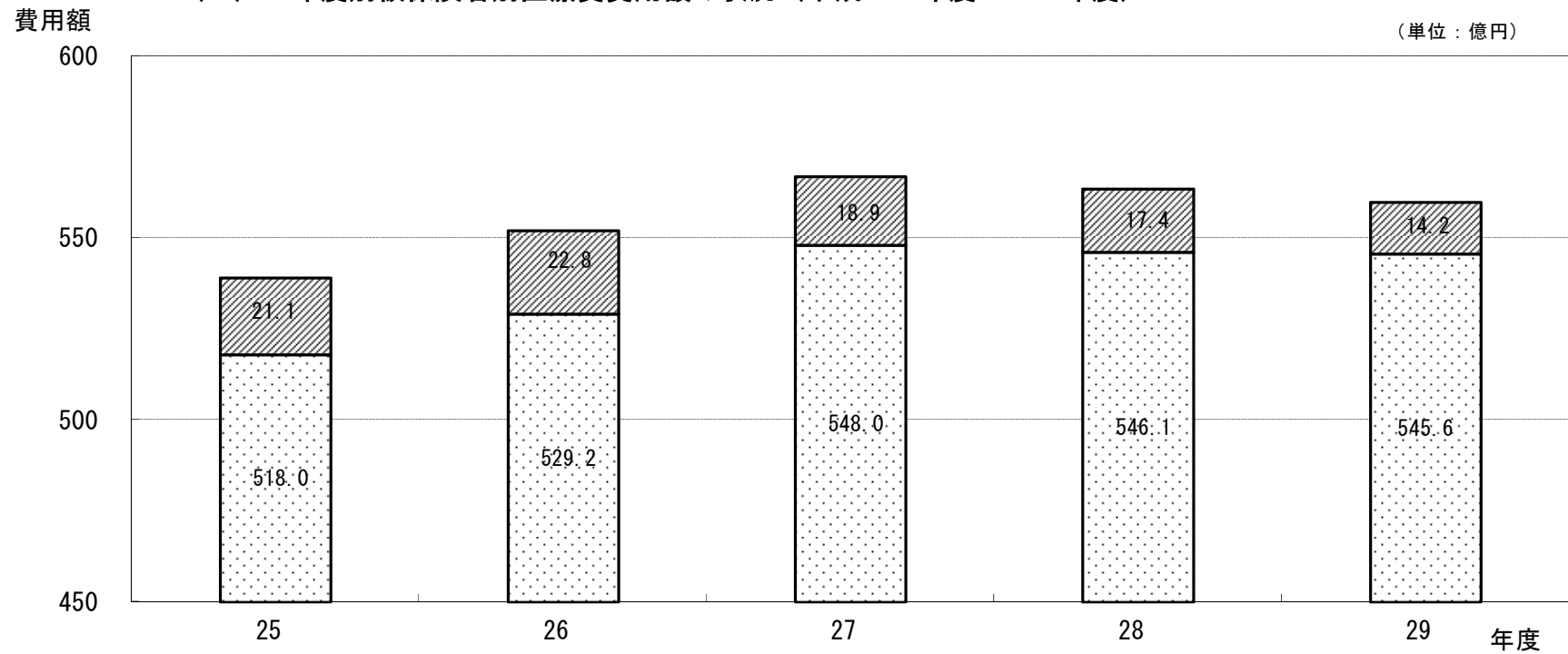
(1) 年度別被保険者数の状況 (平成20年度～平成29年度)



年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
退 職	被 保 数	7,396人	5,360人	5,549人	5,598人	5,519人	4,946人	4,206人	3,830人	2,852人	2,091人
	構 成 割 合	4.94%	3.70%	3.84%	3.86%	3.81%	3.45%	2.98%	2.78%	2.14%	1.62%
	対前年度伸び率	△77.65%	△27.53%	3.53%	0.88%	△1.41%	△10.38%	△14.96%	△8.94%	△25.54%	△26.68%
一 般	被 保 数	142,379人	139,316人	139,016人	139,443人	139,310人	138,238人	136,730人	133,822人	130,522人	127,171人
	構 成 割 合	95.06%	96.30%	96.16%	96.14%	96.19%	96.55%	97.02%	97.22%	97.86%	98.38%
	対前年度伸び率	25.90%	△2.15%	△0.22%	0.31%	△0.10%	△0.77%	△1.09%	△2.13%	△2.47%	△2.57%
合 計	被 保 数	149,775人	144,676人	144,565人	145,041人	144,829人	143,184人	140,936人	137,652人	133,374人	129,262人
	構 成 割 合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	対前年度伸び率	2.46%	△3.40%	△0.08%	0.33%	△0.15%	△1.14%	△1.57%	△2.33%	△3.11%	△3.08%

※1) 平成28～29年度については見込

(2) 年度別被保険者別医療費費用額の状況 (平成25年度～29年度)



年 度		25	26	27	28	29
退 職	医療費費用額	21.1億円	22.8億円	18.9億円	17.4億円	14.2億円
	構成割合	3.91%	4.13%	3.33%	3.09%	2.54%
	対前年度伸び率	△11.3%	8.1%	△17.1%	△7.9%	△18.4%
一 般	医療費費用額	518.0億円	529.2億円	548.0億円	546.1億円	545.6億円
	構成割合	96.09%	95.87%	96.67%	96.91%	97.46%
	対前年度伸び率	3.0%	2.2%	3.6%	△0.3%	△0.1%
合 計	医療費費用額	539.1億円	552.0億円	566.9億円	563.5億円	559.8億円
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	対前年度伸び率	2.4%	2.4%	2.7%	△0.6%	△0.7%

※1) 平成28～29年度については見込

※2) 医療費は、療養給付費費用額 (事業年報C・F表より)

### (3) 国保特別会計決算状況(平成18~27年度)

#### 1. 決算収支

(単位:千円)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入合計	53,925,801	61,780,447	57,764,250	58,779,486	61,065,380	64,319,067	65,920,501	67,420,212	68,799,473	80,090,574
歳出合計	55,736,538	64,476,262	60,885,201	61,375,089	63,269,060	66,249,021	68,382,735	70,602,986	72,920,840	85,262,211
収支	△ 1,810,737	△ 2,695,815	△ 3,120,951	△ 2,595,603	△ 2,203,680	△ 1,929,954	△ 2,462,234	△ 3,182,774	△ 4,121,367	△ 5,171,637
単年度収支	△ 762,244	△ 885,078	△ 425,136	525,348	391,923	273,726	△ 532,280	△ 720,540	△ 938,593	△ 1,050,270

#### 2. 保険税率等

(所得割単位:%、均等・平等割単位:円)

項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
税	所得割率	医療分	9.00	9.00	↓ 6.80	↑ 8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	
		支援金分	-	-	↑ 2.20	↑ 2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	
		介護分	2.00	↑ 2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	
	均等割額	医療分	23,700	23,700	↓ 18,200	↑ 21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
		支援金分	-	-	↑ 5,500	↑ 6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
		介護分	6,900	↑ 7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
	平等割額	医療分	27,400	27,400	↓ 21,500	↑ 23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300
		支援金分	-	-	↑ 5,900	↑ 7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
		介護分	5,900	↑ 6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
課税限度額	医療分	53万円	↑ 56万円	↓ 47万円	47万円	↑ 50万円	↑ 51万円	51万円	51万円	51万円	↑ 52万円	↑ 54万円	
	支援金分	-	-	↑ 12万円	12万円	↑ 13万円	↑ 14万円	14万円	14万円	↑ 16万円	↑ 17万円	↑ 19万円	
	介護分	↑ 9万円	9万円	9万円	↑ 10万円	10万円	↑ 12万円	12万円	12万円	↑ 14万円	↑ 16万円	16万円	

#### 3. 保険税収納率

(単位:%)

項目		18決算	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	24決算	25決算	26決算	27決算
収納率	現年	90.75	90.41	87.12	85.74	86.45	87.10	86.97	87.69	87.74	88.73
	30歳未満	67.46	64.92	64.14	59.84	61.36	63.25	64.30	64.73	65.74	67.24
	30~59歳	80.97	79.96	78.27	75.30	75.96	76.54	75.89	76.92	76.34	78.36
	60歳以上	97.19	96.75	95.14	94.72	94.75	95.00	94.87	95.06	95.12	95.45
	滞繰	7.51	7.84	8.83	10.51	9.62	9.50	9.01	9.04	16.18	17.70
	合計	68.04	67.54	60.22	62.08	61.00	61.14	60.55	60.93	63.24	65.01

※収納率=保険税収納額/保険税調定額

# 諮 問 議 案

頁

議案 1. 基礎課税額（医療分）に係る課税限度額及び税率について . . . . .	1
議案 2. 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び税率について . . . . .	2
議案 3. 介護納付金課税額に係る課税限度額及び税率について . . . . .	3

## 【報 告】

① 低所得者に係る国民健康保険税の減額対象となる所得の基準額について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定所得を上げる条例改正について . . . . .	4
② 平成29年度 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出見通し . . . . .	5

## 【その他】

① 鹿児島市国民健康保険事業財政健全化計画（案）について . . . . .	6
② 国民健康保険事業の都道府県単位化について . . . . .	9

諮問議案 1 基礎課税額（医療分）に係る課税限度額及び税率について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 82 号） （抜すい）	関係法令（抜すい）
<p><b>1. 課税限度額 【据置】</b></p> <p><b><u>54万円</u></b></p> <p>平成29年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、平成28年度と同額に据え置きとしたい。</p> <p><b>2. 税率 【据置】</b></p> <p>所得割 <b><u>100分の8.0</u></b> 被保険者均等割額（被保険者1人について） <b><u>21,000円</u></b></p> <p>世帯別平等割額（1世帯について） <b><u>23,300円</u></b> （特定世帯） <b><u>11,650円</u></b> （特定継続世帯） <b><u>17,475円</u></b></p> <p>平成29年度の税率については、平成28年度と同率、同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（課税額） 第4条 2 前項の基礎課税額は、世帯主（第2条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>（税率） 第6条 第4条第2項の基礎課税額に係る税率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の8.0 (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について21,000円 (3) 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,300円 イ 特定世帯 11,650円 ウ 特定継続世帯 17,475円</p>	<p>「地方税法（昭和25年法律第226号）」 （国民健康保険税） 第703条の4 11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）」 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、54万円とする。</p>

諮問議案 2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び税率について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 82 号） （抜すい）	関係法令（抜すい）																						
<p><b>1. 課税限度額 【据置】</b></p> <p><b><u>19万円</u></b></p> <p>平成29年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、平成28年度と同額に据え置きとしたい。</p> <p><b>2. 税率 【据置】</b></p> <table data-bbox="168 981 817 1252"> <tr> <td>所得割</td> <td><b><u>100分の2.6</u></b></td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額（被保険者1人について）</td> <td><b><u>6,200円</u></b></td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額（1世帯について）</td> <td><b><u>7,100円</u></b></td> </tr> <tr> <td>（特定世帯）</td> <td><b><u>3,550円</u></b></td> </tr> <tr> <td>（特定継続世帯）</td> <td><b><u>5,325円</u></b></td> </tr> </table> <p>平成29年度の税率については、平成28年度と同率、同額に据え置きとしたい。</p>	所得割	<b><u>100分の2.6</u></b>	被保険者均等割額（被保険者1人について）	<b><u>6,200円</u></b>	世帯別平等割額（1世帯について）	<b><u>7,100円</u></b>	（特定世帯）	<b><u>3,550円</u></b>	（特定継続世帯）	<b><u>5,325円</u></b>	<p>（課税額）</p> <p>第4条</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>（税率）</p> <p>第6条</p> <p>2 第4条第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る税率は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="862 981 1568 1252"> <tr> <td>(1) 所得割</td> <td>100分の2.6</td> </tr> <tr> <td>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>(3) 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>イ 特定世帯</td> <td>3,550円</td> </tr> <tr> <td>ウ 特定継続世帯</td> <td>5,325円</td> </tr> </table>	(1) 所得割	100分の2.6	(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について	6,200円	(3) 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。		ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,100円	イ 特定世帯	3,550円	ウ 特定継続世帯	5,325円	<p>「地方税法」 （国民健康保険税）</p> <p>第703条の4</p> <p>19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」</p> <p>第56条の88の2</p> <p>2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、19万円とする。</p>
所得割	<b><u>100分の2.6</u></b>																							
被保険者均等割額（被保険者1人について）	<b><u>6,200円</u></b>																							
世帯別平等割額（1世帯について）	<b><u>7,100円</u></b>																							
（特定世帯）	<b><u>3,550円</u></b>																							
（特定継続世帯）	<b><u>5,325円</u></b>																							
(1) 所得割	100分の2.6																							
(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について	6,200円																							
(3) 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。																								
ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,100円																							
イ 特定世帯	3,550円																							
ウ 特定継続世帯	5,325円																							

諮問議案 3 介護納付金課税額に係る課税限度額及び税率について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 82 号） （抜すい）	関係法令（抜すい）												
<p><b>1. 課税限度額 【据置】</b></p> <p><b><u>16万円</u></b></p> <p>平成29年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、平成28年度と同額に据え置きとしたい。</p> <p><b>2. 税率 【据置】</b></p> <table data-bbox="183 1018 831 1129"> <tr> <td>所得割</td> <td><b><u>100分の2.4</u></b></td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額（被保険者1人について）</td> <td><b><u>7,400円</u></b></td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額（1世帯について）</td> <td><b><u>6,400円</u></b></td> </tr> </table> <p>平成29年度の税率については、平成28年度と同率、同額に据え置きとしたい。</p>	所得割	<b><u>100分の2.4</u></b>	被保険者均等割額（被保険者1人について）	<b><u>7,400円</u></b>	世帯別平等割額（1世帯について）	<b><u>6,400円</u></b>	<p>（課税額）</p> <p>第4条</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する介護保険の被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（第2条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>（税率）</p> <p>第6条</p> <p>3 第4条第4項の介護納付金課税額に係る税率は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="880 1018 1570 1129"> <tr> <td>(1) 所得割</td> <td>100分の2.4</td> </tr> <tr> <td>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>(3) 世帯別平等割額 1世帯について</td> <td>6,400円</td> </tr> </table>	(1) 所得割	100分の2.4	(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について	7,400円	(3) 世帯別平等割額 1世帯について	6,400円	<p>「地方税法」 （国民健康保険税）</p> <p>第703条の4</p> <p>27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」</p> <p>第56条の88の2</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、16万円とする。</p>
所得割	<b><u>100分の2.4</u></b>													
被保険者均等割額（被保険者1人について）	<b><u>7,400円</u></b>													
世帯別平等割額（1世帯について）	<b><u>6,400円</u></b>													
(1) 所得割	100分の2.4													
(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について	7,400円													
(3) 世帯別平等割額 1世帯について	6,400円													



低所得者に係る国民健康保険税の減額対象となる所得の基準額について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定所得を上げる条例改正について

1 低所得者の保険税軽減措置の拡充（軽減判定所得の引上げ）

(1) 2割軽減の拡充

現 行： 33万円＋（**48万円**×被保険者数）

改正後： 33万円＋（**49万円**×被保険者数）

(2) 5割軽減の拡充

現 行： 33万円＋（**26万5千円**×被保険者数）

改正後： 33万円＋（**27万円**×被保険者数）

（被保険者数別軽減判定所得額）

		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
(1) 2割軽減	改正前	810,000円	1,290,000円	1,770,000円	2,250,000円	2,730,000円	3,210,000円
	改正後	<b>820,000円</b>	<b>1,310,000円</b>	<b>1,800,000円</b>	<b>2,290,000円</b>	<b>2,780,000円</b>	<b>3,270,000円</b>
(2) 5割軽減	改正前	595,000円	860,000円	1,125,000円	1,390,000円	1,655,000円	1,920,000円
	改正後	<b>600,000円</b>	<b>870,000円</b>	<b>1,140,000円</b>	<b>1,410,000円</b>	<b>1,680,000円</b>	<b>1,950,000円</b>

※ 前年中の世帯の合計所得金額（軽減判定所得）が表に掲げる金額以下の場合、国民健康保険税のうち、被保険者均等割額と世帯別平等割額が2割又は5割軽減されます。

2 影響額等（平成28年10月31日時点での算出、加入世帯85,322世帯）

(1) 軽減なし ⇒ 2割軽減へ 293世帯 0.34%（1,767千円）

(2) 2割軽減 ⇒ 5割軽減へ 188世帯 0.22%（7,232千円）

(3) 合計 ⇒ 481世帯 0.56%（8,999千円）

平成29年度 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出見通し

(単位:千円)

歳入		29年度見通し	28年度当初予算	増減	
科	目				
国民健康保険税	医療分	現年課税分	6,206,832	6,931,421	△ 724,589
		滞納繰越分	554,501	631,386	△ 76,885
		計	6,761,333	7,562,807	△ 801,474
	支援金分	現年課税分	2,524,856	2,579,469	△ 54,613
		滞納繰越分	170,975	190,971	△ 19,996
		計	2,695,831	2,770,440	△ 74,609
	介護分	現年課税分	882,579	976,491	△ 93,912
		滞納繰越分	85,304	96,841	△ 11,537
		計	967,883	1,073,332	△ 105,449
		合計	10,425,047	11,406,579	△ 981,532
	一部負担金		1	1	0
	使用料及び手数料		8,900	9,100	△ 200
国庫支出金	負担金	療養給付費等負担金	11,658,356	12,322,571	△ 664,215
		共同事業負担金	660,917	517,589	143,328
		特定健診負担金	59,681	60,260	△ 579
		財政調整交付金	5,734,534	6,042,073	△ 307,539
	合計	18,113,488	18,942,493	△ 829,005	
療養給付費交付金		1,519,842	1,551,840	△ 31,998	
前期高齢者交付金		18,702,090	16,902,867	1,799,223	
県支出金	負担金	共同事業負担金	660,917	517,589	143,328
		特定健診負担金	59,681	60,260	△ 579
		財政調整交付金	2,966,025	3,176,088	△ 210,063
		合計	3,686,623	3,753,937	△ 67,314
共同事業交付金		20,711,537	21,359,616	△ 648,079	
一般会計繰入金		6,973,169	7,030,809	△ 57,640	
繰越金		2	2	0	
諸収入		162,001	163,656	△ 1,655	
歳入合計		80,302,700	81,120,900	△ 818,200	

(単位:千円)

歳出		29年度見通し	28年度当初予算	増減	
科	目				
総務費	一般管理費	206,430	176,340	30,090	
	賦課徴収費	137,879	144,418	△ 6,539	
	合計	344,309	320,758	23,551	
保険給付費	医療給付費	療養給付費	40,746,464	41,449,573	△ 703,109
		療養費	481,864	608,198	△ 126,334
		高額療養費	6,763,814	6,444,750	319,064
		高額介護合算療養費	5,700	5,300	400
		移送費	250	250	0
		医療給付費計	47,998,092	48,508,071	△ 509,979
	内訳	一般被保分	46,773,845	47,078,681	△ 304,836
		退職被保分	1,224,247	1,429,390	△ 205,143
	審査支払手数料	130,916	134,781	△ 3,865	
	出産育児一時金	254,648	279,440	△ 24,792	
	葬祭費	16,000	17,060	△ 1,060	
		合計	48,399,656	48,939,352	△ 539,696
後期高齢者支援金等		7,158,643	7,253,272	△ 94,629	
前期高齢者納付金等		25,587	3,842	21,745	
老人保健拠出金		142	221	△ 79	
介護納付金		2,755,651	2,789,653	△ 34,002	
共同事業拠出金		21,091,078	21,274,151	△ 183,073	
事業費	特定健診・特定保健指導費	305,032	312,716	△ 7,684	
	保健事業費(特定健診以外)	153,052	157,385	△ 4,333	
諸支出金		39,550	39,550	0	
予備費		30,000	30,000	0	
歳出合計		80,302,700	81,120,900	△ 818,200	

# 鹿児島市国民健康保険事業財政健全化計画(案)について

その他 ①

## 鹿児島市国民健康保険事業財政健全化計画(案)策定のスケジュール

項目	27年度	28年度				29年度				30年度
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
国保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状・課題の整理</li> <li>●方向性及び骨子等作成</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な取組事項の整理</li> <li>●健全化目標の整理</li> <li>●事業運営シミュレーション</li> <li>●計画素案検討・作成</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画素案決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメント実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画案の検討 パブコメ・運営協議会等の意見を反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画案決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定</li> <li>●公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画スタート</li> </ul>
二役報告			<ul style="list-style-type: none"> <li>●方向性・骨子</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画素案</li> </ul>					
運営協議会				<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状・課題など説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●進捗状況・スケジュール等説明</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画案の諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●答申</li> </ul>	
議会					<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブコメ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブコメ結果報告</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画案説明</li> </ul>	

【参考】国保の都道府県単位化に向けた県のスケジュール

項目	27年度	28年度				29年度				30年度
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
県(運営方針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県と市町村との協議の場を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営方針案作成、市町村へ意見聴取、県の国保運営協議会で審議、諮問・答申、県知事による国保方針の決定</li> </ul>								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の実情を踏まえ、 ・各市町村の納付金の額の算定ルール ・国保の運営方針等を検討・決定</li> </ul>								

## 健全化に向けた取組

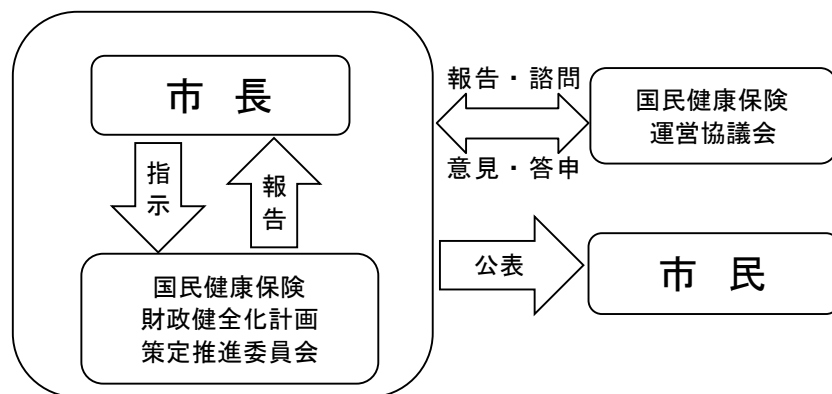
### (1) 骨子及び方向性

骨子		方向性
1 国の施策	(1) 医療保険制度改革〔国民健康保険の安定化〕	①公費による財政支援の拡充 ②運営の在り方の見直し
	(2) その他施策	①診療報酬改定や医療費適正化計画、地域医療構想の策定等の状況を注視
2 医療費の適正化対策	(1) 被保険者の健康増進に対する意識高揚の推進	①健康診査の推進 ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ③庁内・関係機関との連携
	(2) 被保険者の制度(医療費)に対する意識高揚の推進	①医療費適正化に向けた普及啓発 ②本市国保情報(医療費、財政状況等)の発信
	(3) 制度運営者としてのチェック機能の強化	①給付適正化の推進
3 収納率向上対策	(1) 徴収体制の強化	①納期内納付の推進 ②早期納付の推進(早期納付に向けた指導・催告等)
	(2) 滞納処分の強化	①差押え等滞納対策の強化 ②庁内・関係機関との連携
	(3) その他収納率向上対策	①資格の適正化による取組み ②課税の適正化による取組み ③職員・納税嘱託員の資質向上
4 その他健全化策	(1) 上記以外の増収対策	①国・県支出金の対象となる事業の積極的な活用
	(2) 上記以外の経費節減策	①効果的・効率的な事務執行による経費節減
	(3) 国への要望	①市長会及び九州国保研究協議会を通じた要望
5 税率改定	(1) 安定運営のための適切な税率改定	
6 一般会計からの支援	(1) 法定外繰入金の考え方の整理	

## 計画の推進体制等

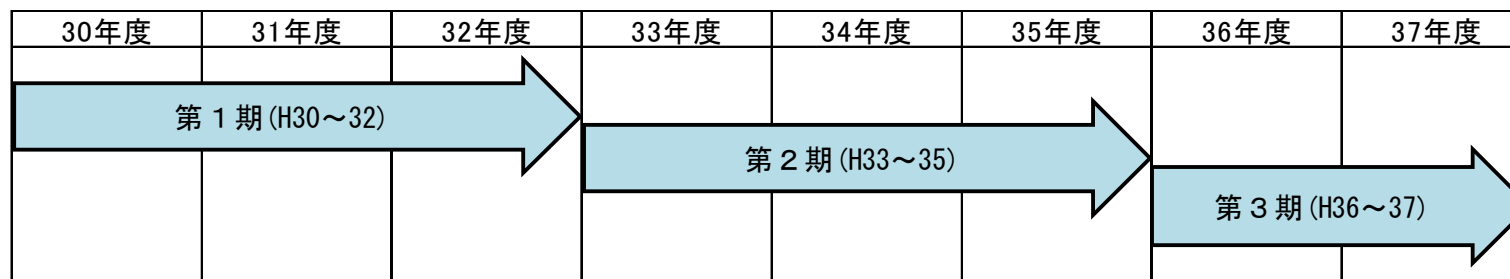
### (1) 推進体制

- ・本計画は、国民健康保険財政健全化計画策定推進委員会を設置し、取組みの状況や目標達成状況の評価・見直しを行うとともに、鹿児島市国民健康保険運営協議会の意見や提言を踏まえながら、計画の推進を図ります。



### (2) 進行管理

- ・本計画に掲げた取組事項について、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行います。
- ・本計画は、鹿児島市国民健康保険運営協議会に報告し、同協議会の意見・提言を踏まえ、3年毎に見直しを行います。
- ・計画の進捗状況などは、市ホームページに公表します。



## 国保新制度移行に向けた県と市町村等との協議体制

○ 平成30年度の国保新制度移行に向けて、国保事業費納付金等の算定方法や国保運営方針等を定める必要があることから、県、市町村、国保連合会との協議の場においてこれらを検討、協議し、制度移行のための準備を着実に進める。

### 鹿児島県国保新制度移行準備連絡会議

【協議事項】 新たな国民健康保険制度への移行準備に関する事項  
(検討部会で検討された事項の協議・取りまとめ)

【設置時期】 平成27年10月2日

【構成員】 各市町村国保主管課長、県国保連合会事務局長、県国保指導室長

【開催頻度】 年2回程度

財政部会

事務効率化等部会

医療費適正化部会

○上記3検討部会は、それぞれの検討事項について検討を行い、その結果を連絡会議に報告する。

【設置時期】 平成27年10月2日

【構成員】 各市町村国民健康保険主管課（実務者レベル）、県国民健康保険団体連合会職員、  
県保健医療福祉課国保指導室職員

【開催頻度】 年6回程度（2ヶ月に1回程度）

#### 連絡会議開催状況

開催日	議題
第1回 H27.10.2(金)	1 関係機関による協議組織の設置 2 協議に必要な各種情報の提供 3 国保制度改革の概要
第2回 H28.3.22(火)	1 国保基盤強化協議会(事務レベルWG)における協議状況 2 28年度の県組織体制、予算措置等 3 各検討部会における協議状況
第3回 H28.9.7(水)	1 国保制度改革の概要 2 各検討部会における協議状況 3 今後の検討事項及びスケジュール

※ 事務局はいずれも県国保指導室

### 鹿児島県国保運営協議会

(改正国保法第11条第1項)

【審議事項】 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他重要事項

【設置時期】 平成29年3月設置予定

【委員構成】 被保険者、保険医又は保険薬剤師、公益、被用者保険の各代表（4者必須）

【事務局】 県国保指導室

協議反映

国保運営方針

納付金の徴収

その他重要事項

#### 【国保運営方針に定める事項】

(改正国保法第82条の2)

- ①国保の医療費、財政の見通し
- ②標準保険料の算定方法
- ③保険料の徴収の適正な実施
- ④保険給付の適正な実施
- ⑤医療費適正化
- ⑥事務効率化、広域化の推進
- ⑦保健医療、福祉等施策との連携
- ⑧関係市町村相互間の連絡調整

①～④は  
必須項目

⑤～⑧は  
任意項目

# 新制度移行に向けた今後のスケジュール (予定)

平成28年12月現在

年度		28						29						30							
月		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
<b>国保運営方針</b> 【記載事項】 ・納付金、標準保険料率の算定方法 ・赤字解消の取組、目標 ・財政安定化基金の運用 ・医療費適正化 ・事務の効率化等 ・保険料徴収、保険給付の適正実施 など	<b>国保新制度スタート</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             具体的算定方法を検討・協議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             協議会での意見を踏まえて検討・協議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             骨子案策定           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             中間とりまとめ           </div>																			
<b>県国保運営協議会</b> 【委員構成】 ①被保険者代表 ②保険医等代表 ③公益代表 ④被用者保険代表	<b>国保新制度スタート</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             協議会設置条例制定              [H28.12月公布 H29.3月施行]              ・委員の選考、委嘱           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             第1回協議会 審議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             第2回協議会 審議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             第3回協議会 答申           </div>																			
<b>県・市町村協議</b> 【協議組織】 ・国保新制度移行準備連絡会議 (課長レベル) ・検討部会 (実務者レベル)	<b>国保新制度スタート</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             連第3回 連絡会議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             連第4回 連絡会議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             連第5回 連絡会議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             連第6回 連絡会議           </div>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             検討部会は、2か月に1回程度開催           </div>																					
<b>市町村の対応</b> 【参考】 27年度決算・速報値 単年度収支赤字 26団体 法定外繰入あり 37団体 繰上充用あり 7団体 いずれかに該当 42団体	<b>国保新制度スタート</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             システムへの対応              ・情報集約システム等との連携テスト              ・財政健全化対策の実施 (H28, H29) など           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             検討・協議           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             最終案策定           </div>																			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             【H30年1月】              ・運営方針の決定              ・市町村に納付金通知表を正式公表 (県HP等)              ・運営方針の公表           </div>																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             30年度予算編成              ・税率改定 (条例改正)              ・運営協議会開催              ・30年度以降の財政健全化対策の策定 など           </div>																					

## 法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

### 都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金の徴収</li> <li>・国保運営方針の作成</li> </ul> <p style="text-align: right;">その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表</li> </ul> <p style="font-size: small;">(*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より</p>

### 市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付</li> <li>・保険料の徴収</li> </ul> <p style="text-align: right;">その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表(任意)</li> </ul>

### (参考) 改正後の国民健康保険法 (抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。